

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 28 日農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和 7 年 5 月 30 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
新城市	1 者	作手菅沼字東山 50 ほか 2 筆
北設楽郡設楽町	3 者	津具字菅広 90 番の一部 ほか 5 筆